

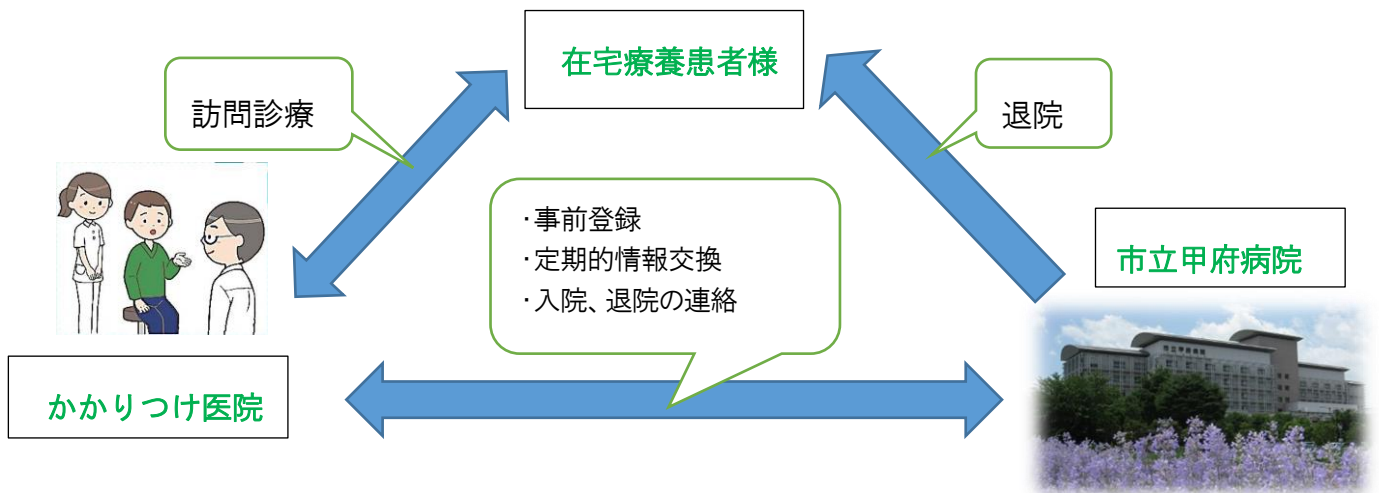
令和5年1月より

市立甲府病院は在宅療養後方支援病院となりました

当院では「なるべく自宅でご家族と一緒にの時間を過ごしたい、必要な時は適切な医療を受けたい」という在宅患者様及びそのご家族様、また「何かあった時にバックアップしてくれる病院があれば安心」という地域医療機関様のご希望に少しでも沿うことができるよう、令和5年1月から、『在宅療養後方支援病院』の施設基準を取得し、運用を開始しております。

在宅療養後方支援病院は、あらかじめ登録されている患者様に対して、入院が必要であるとかかかりつけ医が判断した場合（緊急入院、レスパイト等）には、当院が24時間いつでも診療・入院をお受けする制度となります。当院に登録後、患者様の診察・入院のご依頼は24時間専用電話での対応を致します。入院が必要となった場合、原則当院で入院加療を行います。やむをえず入院加療が行えない場合には、当院が適切な医療機関をご紹介します。

【 在宅療養後方支援病院としての連携体制：イメージ図 】



【 患者登録対象者：以下①～③を全て満たす方 】

- ① 自宅・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・ケアハウス
有料老人ホームグループホーム・サービス付き高齢者住宅などにお住まいの方
- ② 訪問診療を受けている方
- ③ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合管理料、在宅
療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）のいずれかを入院月、または入院前月に
算定している方（現在当院では施設入居時等医学総合管理料は対象外となります）

■ 患者様の事前登録について

1. 連携する医療機関様からの登録依頼は、地域医療支援室が**平日診療時間内**のみ対応します。
2. 「**在宅療養後方支援病院 患者登録のご案内**」用紙の手順に沿って**患者登録**をお願いいたします。
3. 3ヶ月に1回は、**患者様の診療情報**を文書で交換させていただきます。患者様の登録後、改めて地域医療支援室よりご連絡させていただきます。

■ 入院依頼について

1. ご登録いただいた**患者様の診療・入院依頼**については「**在宅療養後方支援病院 入院のご利用**」**用紙**の手順に沿って下記へ連絡をお願いいたします。

市立甲府病院在宅療養後方患者 専用直通連絡番号：055-244-3455

- ① **診療時間内**：月曜～金曜 8時30分～17時15分 （地域医療支援室）
- ② **診療時間外**：夜間帯・土・日・祝祭日・年末年始 （日当直事務、日当直師長）